

令和6年度環境監査判定結果一覧

		被監査課(対象施設)	評価事項				評価事項概要
			優秀	良好	観察	改善	
1		エコモ事務局		○			一般職員研修の記録の廃止や各課の取り組み項目を「2つ以上」から「1つ以上」に変更する等、マネジメントシステムの運用の効率化を図っていた。
		エコモ事務局		○			かながわ再エネアクションの活用を積極的に推進し、CO2排出量を大幅に削減することができた。(R5 電気のCO2排出量42.5%減)
		エコモ事務局		○			蛍光灯の廃止について、エコモ通信で各課に周知し、財政課に対して働きかけをする等、市債と基金を活用したLED化修繕の推進に取り組んでいた。
		市民課(聖苑)		○			指定管理者が限られた指定管理料の中でLED化を進めるのではなく、市民課で予算をとり、未対応のものを全てLED化するための修繕を実施している。
		市民課(聖苑)	○				指定管理者に対し、毎月「節電行動チェックシート(節電行動計画)」の提出を求め、エコモードの取り組みを確認していた。また、電気・ガス使用量と火葬件数との整合性を確認し、使用量が多かった場合は原因分析を指定管理者に対し依頼するなど、指定管理者の取り組みを確認する体制を構築している。
2		高齢福祉課 (袖ヶ浜デイサービスセンター)		○			エアコンの温度設定や床暖房の使用エリアを限定するなど、省エネ活動についての意識が施設職員に根付いており、継続して取り組みが来ている。
		高齢福祉課 (袖ヶ浜デイサービスセンター)			○		環境法令順守シート記載の一部のエアコン(室外機)について、最新の情報に更新されていない。
		高齢福祉課 (袖ヶ浜デイサービスセンター)			○		産業廃棄物の収集運搬処分に係る契約において、一部業者の許可証の有効期限が切れていた(更新された許可証の写しを保管していない)。
		高齢福祉課 (袖ヶ浜デイサービスセンター)				○	manifestoのA票の照合確認箇所に記載がなく、また各帳票が照合されていないため、排出事案の異なるmanifesto同士が混在している(整理されていない)。
		高齢福祉課 (袖ヶ浜デイサービスセンター)				○	産業廃棄物の保管場所には、見やすい場所に法規制に適合する表示板を掲示する必要がありますが、表示板が設置されていない。
		福祉総務課 (南部福祉会館)		○			施設の改修に伴い、LED照明への切り替えを順次進めており省電力につながる取り組みとなっている。
		福祉総務課 (南部福祉会館)			○		環境法令順守シート記載の一部のエアコン(室外機)について、最新の情報に更新されていない。
		福祉総務課 (南部福祉会館)				○	産業廃棄物の保管場所には、見やすい場所に法規制に適合する表示板を掲示する必要がありますが、表示板が設置されていない。
3		固定資産税課		○			「事務用品のグリーン購入の徹底」に向け、担当者への意識付けや課内での目標の周知がなされ、昨年度から継続的な取り組みとして達成状況を数値化の上比較したり、よく使う消耗品のリスト作成し購入調達に対する工夫がなされ改善を図っている。
		庁舎管理課 (市役所別館)			○		環境法令等順守シートの記載について、パッケージ型空調機の圧縮機出力・台数、冷水器の台数に現地との不整合が見受けられます。また、現地において法令等規制要求事項が適用され得る設備等に記載漏れがあると思われます。確認のうえ訂正を行ってください。 (記載すべき適用設備等) ①一般廃棄物、産業廃棄物の保管に係るもの ②PCB廃棄物の保管に係るもの ③消防用設備の管理に係るもの
4		消防総務課		○			エコドライブの推進に向けて、職場内に声掛けを行いまとめて運搬するなど車の使用を少なくしている。エコドライブに関する研修資料を独自で作成し燃料の使用量をみえる化するなど、職員に分かりやすい研修が行われている。またガス、水道については極端な増加があった対象施設に状況確認を行い省エネ・資源化の再確認をしている。
		消防総務課 (消防署本署) (消防団第3分団)			○		manifesto書類の保管管理や各票の日付確認は行われていたが、manifesto A票の照合確認欄に日付の記載漏れがあった。
		予防課		○			検査業務においてオンライン検査の導入を検討している。12月より試行運用し来年度より本格実施を予定している。車の使用燃料の削減や職員の移動時間の削減の効果がある。
5		中央公民館 (大原公民館)	○				地区公民館にEV充電器を設置予定。施設所管課として積極的にEV車への啓発普及に寄与している姿勢が感じられる。他課に水平展開できるように取り組んでいることが評価できる。
		社会教育課 (旧横浜ゴム平塚製造所記念館)		○			中長期的な取り組みとして、施設のLED化を進めており、省エネの効果も出ている。
		社会教育課 (旧横浜ゴム平塚製造所記念館)		○			落ち葉でたい肥を作り、洋館の魅力の一つである『バラ』を活かしながら、環境にも配慮をして事業を行っている。
		社会教育課 (旧横浜ゴム平塚製造所記念館)			○		環境法令等順守シートの記載されているヒートポンプユニットの出力がカタログ記載の出力となっている。また、他のエアコンは出力の記載が7.5kw未満となっているため、実際の機器に記載されている定格出力の数値を記載してください。
		社会教育課 (旧横浜ゴム平塚製造所記念館)			○		室外機等に大きな異常はなかったが、小規模の腐食が見受けられたので、簡易点検記録簿に記録してください。
		社会教育課 (旧横浜ゴム平塚製造所記念館)			○		施設職員により出た廃プラ等のごみについて、溜まった後に施設職員が自宅に持ち帰り捨てている。廃プラ等の施設から出たごみは産業廃棄物になるため、廃棄する際は産業廃棄物処理業者に依頼しmanifestoの交付が必要です。
6		病院総務課 (市民病院本館)				○	地下タンク貯蔵所である旨を表示した掲示板について、危険物保安監督者氏名の一部記載漏れがありました。記載漏れがあった箇所について追記してください。
		病院総務課 (市民病院本館)	○				特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)の適正処理のための必要な情報として、契約書に廃棄物の種類・性状がきちんと明記され、任意書類である「廃棄物データシート」についても受注者(処理会社)へあらかじめ提供を行うことが記載されていました。他課にも展開できる模範的な取り組みといえます。
		病院総務課 (市民病院本館)				○	産業廃棄物保管場所の掲示方法に廃掃法施行規則の違反が2点みられました。①種類「粗大ごみ」と記載がありましたが、廃掃法第2条第4項に基づく産業廃棄物の種類を明記する必要があります。②掲示板の大きさが60cm×60cmを満たしていないので、規定の大きさのものを設置してください。